

令和4年度

研究総会議案書

令和4年5月24日（火）
午後3時40分～

港区立赤坂区民センター 区民ホール

東京都公立小学校事務職員会

目 次

研究總會次第	1
研究總會議案書	
令和 3 年度事業報告	2
令和 3 年度決算報告	4
令和 4 年度事業計画（案）	6
令和 4 年度予算（案）	8
役員候補一覧	1 0
研究大会発表輪番制・要項	1 1
本会規約・細則	1 2

研 究 総 会 次 第

- 1 会長あいさつ
- 2 審査委員会審査結果報告
- 3 議事運営について
- 4 議長団選出
- 5 書記指名
- 6 議 事
 - (1) 令和3年度事業報告
 - (2) 令和3年度決算報告
 - (3) 令和3年度会計監査報告
 - (4) 令和4年度事業計画案
 - (5) 令和4年度予算案
 - (6) 令和4年度役員選出
 - (7) 書記解任
- 7 議長団解任
- 8 議事運営委員会解散
- 9 閉会のことば

講演会

演題 「 アジアでの夢の学校づくり～AEFAの挑戦～」

講師 認定NPO法人 アジア教育友好協会
理事長 谷川 洋 氏
顧問 榊 尚信 氏

令和3年度 事業報告

令和3年度は、4月に発令された第3回緊急事態宣言が5月末まで延長されたことにより、当初5月25日に予定していた参集しての研究総会は中止し、表決書による各議案の承認を受ける形での開催となりました。

長引く緊急事態宣言により、開催中止を余儀なくされた事業もありましたが、できる限りの活動を続けてまいりました。以下、令和3年度の活動内容について報告いたします。

1. 研究活動

(1) 第61回東京都公立小学校事務職員会研究大会

令和4年2月4日（金）北とびあ「さくらホール」にて開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症予防のため、参集しての開催を中止し、研究集録による紙上発表とさせていただきました。

東京都教育委員会講演
講師 東京都教育庁総務部 教育政策担当課長 田村 砂弥香 氏
(講演中止)

研究協議1 「板橋区立小学校事務職員会」
～相互支援型人材育成の現状～
発表者 板橋区立小学校事務職員会

研究協議2 「都公小事って」
～これからの学校事務職員に伝えたいこと～
発表者 元都公小事役員

研究協議3 「標準的職務及びWeb会議ツール等活用状況について」
～職場アンケート等による現状把握～
発表者 本会研究部

(2) 研究部

「標準的職務及びWeb会議ツール等活用状況」についての研究

2. 調査活動

- ・ 給与事務手引書改訂特別委員会設置

3. 研修活動

学校事務研究会

第1回 「公立学校共済組合事業を知るⅤ」(緊急事態宣言を受け、中止)

第2回 「年末調整の留意点」

令和3年10月21日(木) 国立オリンピック記念青少年総合センター

4. 広報活動

・会報の発行

203号 「令和3年度 都公小事の活動について」

「一特集一 コロナと闘う学校 東京編」

「学校事務の明日を読む」

204号 「後輩へのメッセージ」

「一特集一 コロナと闘う学校 東京編」

「学校事務の明日を読む」

・ホームページの管理

5. 研究協議会

(1) 研究協議会<内容>

- ・小中学校の校務改善と共同実施について
- ・各支部の研究体制について
- ・事務職員会活動の今後について
- ・校務改善推進会議について

(2) ブロック別研究協議会

6. その他

- ・委員派遣(校務改善推進会議)
- ・会務・運営に関わること

令和3年度 決算報告書

一般会計

収入の部		支出の部	
会 費	3,633,300	運 営 費	777,756
助 成 金	800,000	研 究 費	120,330
雑 収 入	40	事 業 費	2,803,055
前年度繰越金	3,610,464	分 担 金	15,000
		予 備 費	0
		特 別 会 計	1,500,000
合 計	8,043,804	合 計	5,216,141

年度繰越金

収 入	支 出	残 高	摘 要
8,043,804	5,216,141	2,827,663	翌年度に繰越

収入内訳

項 目	予 算	決 算	増 △減	摘 要
会 費	3,798,000	3,633,300	△ 164,700	予算校数1, 266校
助 成 金	800,000	800,000	0	日教弘東京支部
雑 収 入	100	40	△ 60	預金利子
前年度繰越金	3,610,464	3,610,464	0	
			0	
合 計	8,208,564	8,043,804	△ 164,760	

特別会計(特別事業)

前年度繰越金 ¥1,611,092

今年度入金 ¥1,502,000

今年度利息 ¥13

合計 ¥3,113,105

上記のとおり報告します。

令和 4年 4月 8日 東京都公立小学校事務職員会

会長 吉成 正志

会計 昆 有紀

上記の決算報告について帳簿照合の結果、適正であることを認めます。

令和 4年 4月 8日

監査 田中 昭好

監査 一柳 克文

支 出 内 訳

項 目	予 算 額	補 正 額	執 行 額	残 額
運 営 費	1,755,000		777,756	977,244
1消耗品費	275,000		133,127	141,873
2通信運搬費	340,000		86,214	253,786
3印刷製本費	620,000		501,668	118,332
4会議費	280,000		46,462	233,538
5渉外連絡費	210,000		0	210,000
6雑費	30,000		10,285	19,715
研 究 費	763,000		120,330	642,670
7研究奨励費	363,000		120,330	242,670
8調査研究費	340,000		0	340,000
9研究大会派遣費	60,000		0	60,000
事 業 費	4,173,000		2,803,055	1,369,945
10研究大会費	1,850,000		1,647,105	202,895
11研究費	150,000		0	150,000
12ブロック研究活動費	188,000		0	188,000
13研修費	265,000		100,828	164,172
14広報費	1,720,000		1,055,122	664,878
分 担 金	15,000		15,000	0
15分担金	15,000		15,000	0
予 備 費	2,564		0	2,564
16予備費	2,564		0	2,564
特 別 会 計	1,500,000		1,500,000	0
17特別会計	1,500,000		1,500,000	0
合 計	8,208,564		5,216,141	2,992,423

令和4年度 事業計画（案）

時代の変化とともに学校教育も変化してきました。プログラミング教育、一人一台のタブレット、小学校における35人学級の導入。その変化に、現場では適切に素早く対応しなければなりません。私たち学校事務職員は自助努力で成り立っている職務です。そのことは大きな目で見れば共同事務室も同様です。誰かが教えてくれるわけでもなく、自身で課題を見つけ、対応し、改善していかなければなりません。どのように仕事を進めるのか、その人自身にすべて任されています。変わるためには「変える」という強い意志が必要です。社会は常に変化しています。昨日の最善は今日の最善とは限りません。過去にしがみつくとなく、今を見て変化し続けられる意思を持ち続けなければなりません。自助努力で成り立っているからこそ、強い意志を持って職務に当たる責任があります。

今を知るためには情報を集めなければなりません。分析も必要です。様々な視点でとらえなければなりません。私たち学校事務職員が変化していくためには、一人あるいは一つの共同事務室だけで活動するのは十分ではありません。事務職員会に参加し活動することで実務に特化した情報や視点の幅を広げることができます。また私たちの本来の身分が東京都職員であったことを考えれば、地教委の事務職員会だけではなく、東京都全体の事務職員会に参加することは意義のあることです。

東京都公立小学校事務職員会は役員の数々が年々減少し、活動にも支障をきたしています。それでも学校事務職員を支えるために活動していかなければなりません。未来を創っていく一翼を担っている、教育現場にいる私たちのとても大きな責務であり、誇りでもあります。コロナ禍においても社会は止まることなく変化し、学校に通う児童・生徒は日々成長します。どんな時代であっても学校事務職員一人一人とともに歩いていく東京都公立小学校事務職員会でありたいと思います。

1. 研究活動

- (1) 『第62回東京都公立小学校事務職員会研究大会』を開催します。

研究協議資料は事前配布となります。

令和5年2月3日（金）予定 会場未定

※令和4年度発表担当支部は、葛飾、北、小平、調布。

- (2) 学校事務職員の資質・能力の向上のための研究を行い、資料を提供します。

2. 調査活動

- (1) 学校事務に関する調査を積極的に進めます。

本会の活動及びそれに付随する調査を行います。

- (2) 学校事務に関する資料の収集を進めます。

本会を中心とする資料の整理及び保存を行います。

- (3) 給与事務手引書の改訂作業を行います。

- (4) 各支部間の情報交換を進めます。

3. 研修活動

学校事務研究会を実施し、事務能力の向上、職務の効率化、資質の向上を図ります。

(1) 実務研究について

最近のテーマ	H28年度	公立学校共済組合事業を知る
	H29年度	公立学校共済組合事業を知るⅡ
	H30年度	公立学校共済組合事業を知るⅢ
	H31年度	公立学校共済組合事業を知るⅣ

(2) 年末調整について

(3) その他

4. 広報活動

(1) 研究大会および各研究会の案内・参加者の声・支部の紹介等編集に工夫を加えて、親しみやすい「かいほう」の発行を目指します。年3回の発行を予定します。

205号、206号、207号

(2) ホームページを管理します。

5. 研究協議会

(1) 研究、研修、調査等の全都的な協議、職務上の情報交換を行います。

(2) ブロック研究協議

ブロックごとに評議員から2名ずつ委員を選出し、担当役員とともにブロック研究協議会を充実させます。

6. 関係諸団体との連絡・提携にかかわる活動

(1) 東京都公立中学校事務職員会と共に昨年度検討委員会を設置しました。今年度も各支部の意見を求めながら令和5年統合に向けた準備を進めます。

(2) 東京都教育庁及び東京都教職員研修センターとの連携を密にし、事務職員関係研修会のあり方、学校事務をめぐる諸問題について必要な協議を行います。

(3) 特別区教育長会、東京都市教育長会、東京都町村教育長会、東京都公立小学校長会との連絡・調整を行います。

(4) 関東地区公立小中学校事務職員研究協議会の構成団体として、役員を送り、分担金を負担し、研究大会の成功のため積極的に活動します。

(5) 公益社団法人東京都教職員互助会、公益財団法人日本教育公務員弘済会東京支部の運営に積極的な協力をします。

(6) 学校事務をとりまく諸問題について、必要に応じて事務職員関係諸団体との連絡・協議を行います。

(7) 全国公立小中学校事務職員研究会の協力を得て、全国的な情報の提供に努力します。

令和4年度 予算(案)

一 般 会 計

収入の部		支出の部	
会 費	3,795,000	運 営 費	2,050,000
助 成 金	800,000	研 究 費	803,000
雑 収 入	100	事 業 費	4,173,000
前年度繰越金	2,827,663	分 担 金	15,000
		予 備 費	1,763
		特別会計	380,000
合 計	7,422,763	合 計	7,422,763

収 入 内 訳

項 目	4・予算額	3・予算額	増 △ 減	摘 要
会 費	3,795,000	3,798,000	-3,000	1,265校
助 成 金	800,000	800,000	0	日教弘東京支部
雑 収 入	100	100	0	預金利子
前年度繰越金	2,827,663	3,610,464	-782,801	
合 計	7,422,763	8,208,564	-785,801	

特別会計(特別事業)

前年度繰越金	3,113,105
--------	-----------

支出内訳書

項目	4・予算額	3・予算額	増△減	摘要
運 営 費	2,050,000	1,755,000	295,000	
1消耗品費	570,000	275,000	295,000	
2通信運搬費	340,000	340,000	0	
3印刷製本費	620,000	620,000	0	
4会議費	280,000	280,000	0	
5渉外連絡費	210,000	210,000	0	
6雑費	30,000	30,000	0	
研 究 費	803,000	763,000	40,000	
7研究奨励費	363,000	363,000	0	
8調査研究費	340,000	340,000	0	
9研究大会派遣費	100,000	60,000	40,000	
事 業 費	4,173,000	4,173,000	0	
10研究大会費	1,850,000	1,850,000	0	
11研究費	150,000	150,000	0	
12ブロック研究活動費	188,000	188,000	0	
13研修費	265,000	265,000	0	
14広報費	1,720,000	1,720,000	0	
分 担 金	15,000	15,000	0	
15分担金	15,000	15,000	0	
予 備 費	1,763	2,564	-801	
16予備費	1,763	3,514	-1,751	
特 別 会 計	380,000	1,500,000	-1,120,000	
17特別会計	380,000	1,500,000	-1,120,000	
合 計	7,422,763	8,208,564	-785,801	

令和4年度 役員候補一覧

東京都公立小学校事務職員会 役員選考委員会

会長	吉成	正志	(渋谷区立広尾小学校)
副会長	内野	和美	(港区立赤羽小学校)
事務局長	小松	千鶴子	(渋谷区立神宮前小学校)
監査	田中	昭好	(荒川区立第一日暮里小学校)
〃	一柳	克文	(墨田区立東吾嬬小学校)

常任理事

〃	大野	栄男	(北区立西が丘小学校)
〃	中曾根	潤	(東大和市立第七小学校)
〃	小野	明	(新宿区立津久戸小学校)
〃	昆	有紀	(江戸川区立第七葛西小学校)

研究大会発表輪番制<要項>

1. 目 的

本会の目的を達成するため、更に研究・研修を充実する。

2. 輪 番 制（昭和58年度の校数による。）

各支部毎、校数の多い支部より、順次、発表する。

多摩地区の少ない支部は合併し、区部、市郡部という輪番とする。

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支部名	葛飾、北 小平、調布	江東、東久留米 杉並、日野	品川、三鷹 新宿、青梅

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
支部名	(墨田)、武蔵野 中野、昭島	荒川、豊島、(国分寺) 小金井、東村山	西東京、東大和 港、台東、武蔵村山

年 度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
支部名	目黒、国立、清瀬 渋谷、島しょ	中央、狛江、稲城 文京、千代田	足立、町田 世田谷、八王子

年 度	令和13年度	令和14年度
支部名	江戸川、多摩 練馬、*西多摩	大田、府中 立川、板橋

*（西多摩は、福生・羽村・あきる野・瑞穂・西多摩）

東京都公立中学校事務職員会との統合後は、輪番はなくなり、今年度が最後の発表となります。

□前年度までの輪番を参考に網掛けで載せています。

3. 方 法

- 原則として、3分科会、3支部が発表する。
- 発表方法は個人、グループにかかわらず、発表支部に対し、12万円の研究助成金を支出する。
- 輪番以外で発表したい支部は、当該年度の支部と変更できる。
- 令和4年度発表予定支部
葛飾、北、小平、調布、中央、狛江、稲城、文京、千代田、目黒、国立、島しょ、西東京、台東、武蔵村山、青梅、武蔵野、中野、東村山、町田、八王子、多摩、練馬、西多摩、大田、立川

東京都公立小学校事務職員会規約

第一章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は東京都公立小学校事務職員会と称し、事務所を会長の所属する学校に置く。

(会 員)

第 2 条 本会は東京都公立小学校事務職員をもって組織する。

(目 的)

第 3 条 本会は学校事務の研究を推進し、事務の能率化ならびに会員の職務能力向上を図るとともに、学校教育・教育行政の推進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は目的達成のため次のことを行う。

1. 学校事務に関する研究および調査。
2. 研究会・講演会等の開催。
3. 会誌・会報の刊行。
4. 会員相互の連絡連携に関すること。
5. その他大会の目的達成に必要なこと。

第二章 組 織

(組 織)

第 5 条 本会は区、市、郡、島しょ等ごとに支部を置き、複数の支部をもってブロックを構成する。支部・ブロックは別表 1 に定める。

第三章 会 議

(会 議)

第 6 条 本会の会議は次の通りとする。

1. 総 会
2. 評 議 員 会
3. 理 事 会
4. 常任理事会

(総 会)

第 7 条 総会は本会の最高決議機関とし、毎年一回定例に開き、会長はこれを招集する。理事会が必要と認めた時、又は会員の5分の1以上の者の請求がある場合は臨時に総会を開くことができる。

(総会の成立条件)

第 8 条 総会は表決書又は委任状を含め代議員の過半数を持って成立する。
二 代議員は各支部ごとに会員5名につき1名の割合で選出する。
三 表決書又は委任状は代議員が記入し押印する。

(総会の議決)

第 9 条 総会の議事は出席代議員及び表決書又は委任状の過半数の同意を得てこれを議決する。

(総会の議決事項)

第 10 条 総会は本規約に別段の定めがある場合のほか次のことを決議する。

1. 事業計画および事業報告の承認。

2. 予算の決定および決算の承認
3. 役員を選出（但し理事を除く）。
4. 理事会の付議した事項。
5. その他会長が必要と認める事項。

(評議員会)

第 11 条 評議員会は各支部より選出された評議員、監査を除く役員をもって組織し、必要に応じて会長がこれを招集する。

(評議員会の審議事項)

第 12 条 評議員会は次の事項を審議する。

1. 規約に定める会長・副会長・事務局長・常任理事および監査の推せん。
2. 理事の委嘱、顧問の選任に関すること。
3. 予算・決算・細則の承認。
4. 会務執行に関すること。
5. その他会務運営上必要なこと。

(理事会)

第 13 条 理事会は監査を除く役員をもって構成する。理事会は必要に応じて会長がこれを招集する

(理事会の審議事項)

第 14 条 理事会は原則として次の事項を審議する。

1. 会務運営上必要な細則を定めること。
2. 会務執行に関すること。
3. 支部の連絡交流に関すること。
4. その他会務運営上必要なこと。

(常任理事会)

第 15 条 常任理事会は会長・副会長・事務局長・常任理事をもって構成し、会務執行に必要な事項について企画立案にあたる。常任理事会は必要に応じて会長がこれを招集する。

第四章 役 員

(役 員)

第 16 条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1 名
2. 副会長 2 名
3. 事務局長 1 名
4. 常任理事 6 名
5. 監査 2 名
6. 理事 若干名

(会長・副会長・事務局長・常任理事および監査の選出)

第 17 条 会長・副会長・事務局長・常任理事および監査は評議員会の推せんにより総会で選出する。推せんおよび選出の方法は別に定める。

(会長・副会長・事務局長・常任理事および監査の任務)

第 18 条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

二 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代理する。

2. 副会長は渉外事項を担当するとともに、研究・調査・研修・広報の各部を担当する。

三 事務局長は各部相互を含む会務の調査をするとともに、総務・財務の各部を担当する

四 常任理事は内部を総括し、会務を執行する。

五 監査は本会の会計執行の状況を監査し他の役員を兼ねることができない。

(理事の委嘱)

第19条 理事は評議員会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。

(理事の任務)

第20条 本規約第14条に定める理事会に次の部を置き、理事はいずれかの部に属する。

1. 研究部
2. 調査部
3. 研修部
4. 広報部
5. 総務部
6. 財務部

(役員任期)

第21条 役員任期は一年とし、再任を妨げない。但し役員に欠員が生じた場合は第12条および第19条の規定によりこれを補充する。補充された役員任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第22条 本会に顧問を置くことができる。顧問は評議員会の同意を得て会長が委嘱する。

(特別委員会)

第23条 本会の事業に必要な委員会を設置することができる。委員会は若干名をもって構成し、会長がこれを委嘱する。

第五章 会 計

(経 費)

第24条 本会の経費は会費および寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

(会 費)

第25条 会費は1校につき年額3,000円とする。但し必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第六章 改 正

第27条 規約の改正は総会において出席代議員及び表決書又は委任状の3分の2以上の同意をえて決定する。

ただし、別表については評議員会において審議し、決定する。

付 則

1. 規約を実施するために必要な細則は別にこれを定める。
2. 本規約は昭和40年4月1日より施行する。
3. 本規約は昭和40年5月31日国立教育会館定期総会で改正。
4. 本規約は昭和47年5月30日武蔵野市立第三小学校定期総会で改正。
5. 本規約は昭和48年5月31日千代田区立番町小学校定期総会で改正。
6. 本規約は昭和50年5月12日千代田区立番町小学校定期総会で改正。
7. 本規約は昭和51年5月11日千代田区立番町小学校定期総会で改正。
8. 本規約は昭和52年4月26日武蔵野市立第三小学校

定期総会で改正。

9. 本規約は昭和54年5月10日千代田区立錦華小学校定期総会で改正。

10. 本規約は昭和56年5月12日千代田区立佐久間小学校定期総会で改正。

11. 本規約は昭和58年5月10日中央区立泰明小学校定期総会で改正。

12. 本規約は平成2年5月10日豊島公会堂定期総会において第28条の「会費は1校につき年額2,000円」を「会費は1校につき年額3,000円」に改め、平成3年4月1日より施行する。

13. 本規約は平成8年5月21日豊島公会堂定期総会で改正。平成9年4月1日より施行する。

14. 本規約は平成13年5月17日東京都公文書館定期総会で改正。

15. 本規約は平成16年5月27日東京都公文書館定期総会で改正。

16. 本規約は平成17年5月24日東京都公文書館定期総会で改正。

17. 本規約は平成20年5月22日東京都公文書館定期総会で改正。

別表1

ブロック名	支部名
東部	江戸川、足立、葛飾、墨田、荒川、江東
西部	杉並、世田谷、中野、新宿、渋谷
南部	大田、品川、目黒、港、千代田、中央
北部	板橋、北、練馬、豊島、台東、文京
北多摩	立川、武蔵野、三鷹、昭島、小金井、小平、東村山、国分寺、国立、西東京、東大和、清瀬、東久留米、武蔵村山
南多摩	八王子、府中、調布、町田、日野、狛江、多摩、稲城
西多摩	青梅、福生、羽村、あきる野、西多摩(瑞穂、日の出、奥多摩、檜原)
島しょ	大島(大島、利島、新島、神津島) 三宅(三宅、御蔵島) 八丈(八丈、青ヶ島)小笠原

平成17年3月10日評議員会において別表改正

東京都公立小学校事務職員会理事会細則

第1条 この細則は、東京都公立小学校事務職員会規約付則第1項にもとづき、理事に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 理事は会務を執行する。

第3条 規約第20条に定める各部の分掌内容はつぎのとおりとする。

1. 研究部 研究活動に関する企画・立案・実施に関すること。
2. 調査部 調査の企画・実施・集約及び情報交換等の活動に関すること。
3. 研修部 研修活動に関する企画・立案・実施に関すること。
4. 広報部 会誌・会報の発行、その他広報活動に関すること。

5. 総務部 情報管理、各部間の調整、および他の部に属さないこと。

6. 財務部 予算、決算および会費等の収支管理に関すること。

第4条 部長は常任理事とする。各担当理事の互選により副部長1名を選出する。

第5条 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときはこれを代理する。

付 則 この細則は平成8年12月12日評議員会において承認、平成9年4月1日より実施する。

この細則は平成17年3月10日評議員会において承認、同日より実施する。ただし平成17年度定期総会において規約の改正が行われなかった場合はこの変更の効力を失う。

東京都公立小学校事務職員会議事運営細則

第一章 総 則

第1条 この細則は、東京都公立小学校事務職員会規則付則第1項にもとづき、議事運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第二章 総 会

第2条 総会における代議員の資格審査をするために審査委員会をおく。審査委員は理事会で理事の中から3名選出し、委員の互選により委員長をおく。

第3条 評議員は各支部ごとに代議員を決定し、所定の用紙に氏名等を記入し、審査委員会に報告し、代議員証を受けなければならない。代議員の変更は速やかに審査委員会に報告し、その確認を受けなければならない。

2 代議員数は会員数を5で除し、端数は切り上げる。

第4条 審査委員会は総会の成立を報告しなければならない。

第5条 総会においては、議事運営委員会を設ける。議事運営委員は3名とし評議員会で選出し、委員の互選により委員長をおく。

2 議事運営委員は研究大会発表輪番制要項による次年度発表支部より選出する。

第6条 議事運営委員会は次の事項を行う。

- 1 議長の選出
- 2 議事日程の編成と変更。
- 3 その他議事運営に必要なこと。

第7条 総会における議長は代議員の中より2名選出する。

第8条 議長は議事録作成のため書記を1名指名し、総会終了後議事録を確認し、署名する。

第9条 修正案は文書により議事運営委員会に提出する。

第10条 総会で発言する時は、議長の指名を得なくてはならない。

第11条 総会の議事は出席代議員の過半数の同意を得て議決する。可否同数のときは議長の裁決による。

第12条 総会の傍聴を認める。ただし傍聴者は次の事項を守らなくてはならない。

- 1 議場における論議に対する賛否を表明しないこと

2 議場の秩序を乱し、妨害となる行為、発言はしないこと。

3 その他議長の指示に従うこと。

第三章 評議員会

第13条 評議員会は委任状を含め、評議員の過半数をもって成立する。

第14条 評議員会の議長は会長が指名する。当分の間、副会長があたる。

第15条 評議員会の議事は出席評議員の過半数の同意を得てこれを議決する。

第四章 理 事 会

第16条 理事会の議長は会長が指名する。

第17条 理事会の議事は出席役員の過半数の同意を得てこれを議決する。

付 則 この細則は平成8年12月12日評議員会において承認、平成9年4月1日より実施する。

この細則は平成14年2月19日評議員会において改正、平成14年4月1日より実施する。

東京都公立小学校事務職員会会計細則

第一章 総 則

第1条 この細則は東京都公立小学校事務職員会規約付則第1項にもとづき、本会の会計事務に関する手続きについて定める。

第2条 本会の会計および監査は規約に定めたもののほか、すべてこの細則にもとづいて処理する。

第3条 本会の会計は総会において議決された予算にもとづいて執行する。

第4条 本会の会計科目は一般会計および特別会計とする。

第二章 予算および決算

第5条 本会の収入および支出はすべて予算に計上しなければならない。

予算案は理事会において作成し、評議員会の承認を得た後これを総会に提出し、その議決を経るものとする。

第6条 必要経費に過不足を生じたときの補正予算は評議員会で決定することができる。同一科目内の節相互にあっては理事会の決定によって行なう。

第7条 臨時または緊急に必要な経費は評議員会の承認を得て徴収することができる。

2 当該支部の要望により、全事研東京小学校支部の会費を本会会費と合わせて徴収し、全事研東京小学校支部に支払う事務手続きを行うことができる。

3 前項に該当する場合は、会費合計として1校につき年額4,500円とする。

第8条 会計は毎年度一回適当な時期に中間監査を受け、評議員会に報告しなければならない。

第9条 会計は会計年度終了後速やかに年度決算を完了し、会

計監査を受け評議員会の承認を得た後、総会に報告し承認を受けなければならない。

第三章 簿 冊

第10条 本会には次の簿冊を備え付けなければならない。

- 一 現金出納簿
- 二 歳入歳出簿
- 三 証拠書類綴
- 四 予算書、中間収支報告書、決算書、会計監査報告書

第11条 前条に定められた簿冊は会計年度終了後5年間保管しなければならない。

付 則 この細則は平成8年12月12日評議員会において承認、平成9年4月1日より実施する。

この細則は平成15年1月21日評議員会において承認、平成15年4月1日より実施する。

東京都公立小学校事務職員会役員選出細則

第一章 総 則

第1条 この細則は、規約第17条の役員選出に適用する。

第2条 役員候補の選出は、原則として3月中に行う。

第二章 役員選考委員会

第3条 役員選考を行うために、役員選考委員会をおく。

第4条 役員選考委員は評議員の中から規約別表1のブロック別に1名ずつ選出し、会長が委嘱する。ただし、南多摩ブロックおよび西多摩ブロックから1名、選出する。

第5条 役員選考委員の任期は委嘱された日より総会までとする。

第6条 役員選考委員会に委員の互選により役員選考委員長をおく。

第7条 役員選考委員会は随時開催し、委員長が招集する。

第8条 役員選考委員会は次のことを行う。

1. 各支部・理事会への役員推せん依頼
2. 推せんを受けた役員候補者の意思確認と調整
3. 役員候補者の選考結果の発表
4. その他役員選出に必要な業務

第9条 役員候補者は4月の評議員会で承認の上、総会に推せんする。

第三章 役員候補者

第10条 各支部の評議員は支部内の意思にもとづき役員候補委員会の規定する用紙に会長、副会長、事務局長、監査の推せん者名を記入し提出する。

2 常任理事は理事会が推せんし、役員選考委員会に報告する。

第11条 役員候補者が定数に足りない場合は委員会が補充方法を決定する。

第12条 同一人は2つ以上の役職の候補者になることはできない。

第四章 選 出

第13条 選考により次の役員候補者を選出する。

1. 会 長 1名
2. 副会長 2名

3. 事務局長 1名

4. 常任理事 6名

5. 監査 2名

第14条 役員選考委員会で選考され、評議員会の推せんを受けた役員候補者は総会で承認を受けるものとする。

付 則 この細則は平成8年12月12日評議員会において承認、平成9年4月1日より実施する。

この細則は平成17年3月10日評議員会において承認、同日より実施する。ただし平成17年度定期総会において規約の改正が行われなかった場合はこの変更の効力を失う。

東京都公立小学校事務職員会評議員細則

第1条 この細則は、東京都公立小学校事務職員会規約付則第一項にもとづき、評議員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 支部は支部長・評議員を各1名選出し、会長に文章で報告しなければならない。

第3条 評議員は評議員会に出席し、規約第12条により会務を審議する。

2 評議員は会長の要請にもとづき、会務の執行を補助する。

第4条 都公小事規約別表1のブロックにより評議員からの次の委員を選出する。

1. 役員選考委員 1名
(南多摩・西多摩ブロックより1名)
2. ブロック運営委員 2名
(西多摩ブロックは1名)

第5条 ブロック運営委員はブロック交流会・研究会等ブロック活動をブロック各支部評議員・ブロック担当役員と共に、計画・立案し、執行する。

第6条 島しょブロックは各支部評議員がブロック運営委員を兼ね、支部ごとに交流会・研究会等を行う。

付 則 この細則は平成8年12月12日評議員会において承認、平成9年4月1日より実施する。

特別委員会設置に関する細則

第1条 この細則は東京都公立小学校事務職員会規約23条の規定にもとづき、特別委員会に関して必要な事項を定める。

第2条 特別委員会は委員若干名をもって構成する。

2. 委員は会長が評議員会の同意を得て委嘱する。
3. 特別委員会には委員長、副委員長を委員の互選により選出する。

第3条 特別委員会は会長が招集する。

第4条 特別委員会は会長より付託された事項について審議し、会長に報告する。

第5条 特別委員会の任期は前条の事項の終了時とする。

第6条 特別委員会設置の際、必要に応じ要項を作成する。

付 則 この細則は平成8年12月12日評議員会において承認、平成9年4月1日より実施する。

